

令和 2 年 度

須賀川市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

須賀川市監査委員

3 須 監 第 1 3 号
令 和 3 年 8 月 2 0 日

須賀川市長 橋 本 克 也 様

須賀川市監査委員 大 峰 和 好

須賀川市監査委員 広 瀬 吉 彦

令和2年度須賀川市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により
審査に付された令和2年度須賀川市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、
次のとおり意見を提出します。

令和2年度須賀川市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月20日から令和3年8月17日まで

第3 審査の着眼点

須賀川市監査基準第4条第1項第13号に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率が関係法令に準拠して適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定していると認めた。

各比率については、下の表に記載のとおり早期健全化基準を下回っている。

(単位 %)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.53
連結実質赤字比率	—	—	—	17.53
実質公債費比率	8.4	8.6	5.9	25.0
将来負担比率	60.8	55.5	40.8	350.0

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第5 健全化判断比率の状況

各健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} [-] = \frac{\text{一般会計等実質赤字額} [-]}{\text{標準財政規模} \quad 19,382,765 \text{千円}}$$

(注)標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は 570,504千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。このため、前年度と同様に実質赤字比率は算定されない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は、前年度 1,528,027千円に比べ 957,523千円減少している。これは、一般会計の実質収支額が減少したこと等によるものである。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含むすべての会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} [-] = \frac{\text{連結実質赤字額} [-]}{\text{標準財政規模} \quad 19,382,765 \text{千円}}$$

連結実質収支額は 4,052,711千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。このため、前年度と同様に連結実質赤字比率は算定されない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は、前年度 4,725,622千円に比べ 672,911千円減少している。これは、主に介護保険特別会計、国民健康保険特別会計の実質収支額及び水道事業会計の資金剰余額が増加したものの、一般会計の実質収支額等が減少したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3ヶ年(平成30年度から令和2年度)の平均値である。

	(3,081,818千円 + 1,111,610千円)	(444,919千円 + 2,850,329千円)
令和2年度 実質公債費比率	= (地方債の元利償還金 + 準元利償還金)	- (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
5.43284%	(標準財政規模)	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	(19,382,765千円)	(2,850,329千円)
平成30年度から令和2年度までの3か年平均	= 8.4%	
※令和元年度 14.48683%、平成30年度 5.50320%		

実質公債費比率は、平成30年度から令和2年度までの3か年平均で8.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

なお、実質公債費比率はこの推移は、平成29年度から令和元年度までの3か年平均8.6%に比べ0.2ポイント低下している。単年度の比率については、令和2年度が5.43284%となっており、前年度14.48683%に比べ9.05399ポイント低下している。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

	(60,575,504千円)	(4,998,286千円 + 5,763,261千円 + 39,759,251千円)
将来負担比率	= (将来負担額)	- (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
60.8%	(標準財政規模)	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	(19,382,765千円)	(2,850,329千円)

将来負担比率は60.8%となっており、前年度55.5%に比べ5.3ポイント上昇し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

なお、将来負担額は60,575,504千円であり、前年度58,696,496千円と比べ1,879,008千円増加している。これは、主に公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額が減少したものの、地方債の現在高が増加したことによるものである。

第6 是正を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度須賀川市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和2年度決算に基づく資金不足比率
 - (1) 須賀川市水道事業会計
 - (2) 須賀川市下水道事業会計
 - (3) 須賀川市特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月20日から令和3年8月17日まで

第3 審査の着眼点

須賀川市監査基準第4条第1項第14号に基づき、各事業の資金不足比率が関係法令に準拠して算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定していると認めた。

各比率については、下の表に記載のとおり経営健全化基準を下回っている。

(単位 %)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化基準
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足がない場合は「—」で表示した。

第5 資金不足の状況

(1) 水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
資金不足額（ $A = a + b - c$ ）	△ 2,400,790	△ 2,214,967	△ 185,823
流動負債（a）	170,009	202,300	△ 32,291
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	2,570,799	2,417,267	153,532
事業規模（B）	1,402,584	1,454,895	△ 52,311
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	-	-	-

※ 資金不足額 A が △ の場合は、資金剰余額を示している。

※ 本年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(2) 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和2年度
資金不足額（ $A = a + b - c$ ）	△ 159,440
流動負債（a）	372,286
算入地方債現在高（b）	159,573
流動資産（c）	691,299
事業規模（B）	801,807
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	-

※ 下水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法が適用されたため、前年度との対比ができない。

※ 資金不足額 A が △ の場合は、資金剰余額を示している。

※ 本年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(3) 特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
資金不足額 (A = a+b-c-d)	0	0	0
歳 出 額 (a)	5,886	6,044	△ 158
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
歳 入 額 (c)	5,886	6,044	△ 158
解消可能資金不足額 (d)	-	-	-
事業規模 (B)	2,916	3,050	△ 134
資金不足比率 (A / B × 100)	-	-	-

・本年度は、A = 0 であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

第6 是正を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

（参考）算定式及び用語の説明

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

【用語】

- 資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示す。
- 資金不足額
 （法適用）
 （流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c） - 解消可能資金不足額 d
 ※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。
 （法非適用）
 （歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c） - 解消可能資金不足額 d
 ※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。
 ※ 歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。
- 流動負債 a
 貸借対照表の流動負債の額から、流動負債の企業債を控除した額。
- 算入地方債現在高 b
 建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。
- 流動資産 c
 貸借対照表の流動資産の額から、翌年度に繰り越した事業の財源を控除した額。
- 解消可能資金不足額 d
 事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合に、控除する一定の額。資金不足が発生しない事業については、算定不要。
- 事業規模
 （法適用） 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 （法非適用） 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額